

# 論文のインターネット公表について

- 2013年3月25日以降学位論文は、インターネットでの公表が義務づけられています。
- 別紙6の提出は全員必須です。
- ジャーナル等への著作権の確認は申請者に行っていただきます。
- 確認事項は、学位取得にあたり名古屋大学リポジトリに学位論文を登録して全文をインターネットにて公表が可能であるか。  
可能でない場合は特定の日以降に公表が可能であるか。  
その場合は公表可能日はいつか。

公表の可否に関わらず、ジャーナルにおける裏付となる根拠書類を添付すること。

- 期限日以降に公表可能な場合は、**別紙6に公表日を記入**すること。

なお、上記手続きを行わない場合は学位論文の受理申請を受けつけません。

参考サイト:名古屋大学附属図書館

<http://www.nul.nagoya-u.ac.jp/>

<http://www.nul.nagoya-u.ac.jp/hakuron/copyright.html>

根拠省令

学位規則

(1953年4月1日文部省令第九号)

最終改正:2013年3月11日文部科学省令第五号

第9条

博士学位授与申請者 各位

「博士論文」のインターネット公表確認書の提出について（依頼）

学位規則（1953年4月1日文部省令第九号）では、博士の学位を授与された者は、大学院における教育研究成果の電子化及びオープンアクセスの推進の観点から、博士論文についてインターネットを利用して公表することになっております。

しかしながら、やむを得ない特別な事由があると大学の承認を受けた場合には、インターネットでの公表を、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることができます。ただし、この場合であっても、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供する必要があるあります。

については、博士学位授与後に論文全体をインターネット利用により公表することについて、別紙6「博士論文のインターネット公表確認書」の選択肢（【全文の公表が可能】，【全文の公表の保留を希望】，【要約の公表を希望】（全文の公表ができない場合））のいずれかの□にレ点チェックの上、博士学位授与申請に併せて提出くださるようお願いいたします。

<留意事項>

① 審査を行った研究科がやむを得ない事由があると認めた場合は、博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを名古屋大学学術機関リポジトリの利用により公表することになります。

なお、出版刊行や学術ジャーナル等への掲載により公表に制約がかかる場合にあっては、公表が制約される時期が経過後に博士論文の全文を公表することになります。

② 博士論文の全文をインターネットで公表しない場合、又は、一定の期間を非公開とする場合であっても閲覧に供する必要があります。本学では、博士論文の電子データをもって本学附属図書館窓口にて閲覧に供することになります。

また、国立国会図書館でも利用に供されます。

③ 学術ジャーナルへの掲載又は出版刊行等のため、インターネットでの公表に際し著作権処理が必要になる場合は、各自、適切に処理してください。

## 別紙6 外国の出版社に著作権許諾を聞く場合のメールの文章例

(ジャーナルや出版社のHPにて、著作権に関するページが見当たらない場合)

Dear Publisher,

Thank you for publishing our article. We hope to use our **\*article (publisher version PDF)** as a thesis of ○○○(申請者氏名).

Our government requests us to make a thesis available online to the public, if permission is obtained by the publisher.

If this is against your policy, please let us know. We need a proof that the publisher declined the online release of our **\*article (publisher version PDF)**.

If you can set up an embargo of the online release, please let us know the date of embargo.

Thank you.

Sincerely,

○○○(申請者氏名).

※学位申請時のバージョンの論文について問い合わせてください。

● **manuscript(Word file of authored manuscript converted to PDF)**

← PDF化した著者最終原稿(Word原稿)

● **article (publisher version PDF)** ← レイアウトが整った出版社版 PDF

レイアウトが整ったオンライン出版社版 PDF

学位論文は申請時点において最新の状態である必要があり、申請時のバージョンの論文が学位論文として図書館にリポジトリ登録されます。

申請後、段階の進んだバージョンの論文に差し替えたり、申請時のバージョンから遡ったバージョンの論文をリポジトリ登録することを不可とします。

例) 申請時の最新の状態が、Web掲載のオンライン出版社版=article(on line publisher version PDF)の場合、Word原稿=著者最終原稿(manuscript)を学位論文としたり、リポジトリ登録することはできません。